

介護保険

介護保険とは

高齢福祉課介護保険業務係・各支所地域振興課

介護保険は老後の安心をみんなで支える制度で、市町村が運営しています。高齢者の人も含め40歳以上の全ての人に介護保険料を納めていただきます。介護が必要になった時は、担当課に申請をして認定を受け、費用の1割（原則）を支払って介護サービスを利用することができます。

○介護保険を利用できる対象の人は

【65歳以上の人（第1号被保険者）】

65歳になった人には「介護保険被保険者証」が交付されます。

寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態や、日常生活に支援が必要な状態など、介護が必要になった理由にかかわらず、介護サービスを受けるための申請をすることができます。

【40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）】

加齢に伴う特定疾病が原因により介護や支援が必要になった場合に、介護サービスを受けるための申請をすることができます。

○第2号被保険者が介護保険サービスを受けられる16の特定疾病

- | | |
|---------------------------------|----------------------------------|
| 1 筋萎縮性側索硬化症 | 9 慢性閉塞性肺疾患 |
| 2 脊柱管狭窄症 | 10 多系統萎縮症 |
| 3 閉塞性動脈硬化症 | 11 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| 4 後縦靭帯骨化症 | 12 初老期における認知症 |
| 5 早老症 | 13 脳血管疾患 |
| 6 関節リウマチ | 14 脊髄小脳変性症 |
| 7 骨折を伴う骨粗しょう症 | 15 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 |
| 8 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症 および糖尿病性網膜症 | 16 末期がん |

介護サービスを利用するには

高齢福祉課介護保険業務係・各支所地域振興課

【申請】

介護保険を利用する時は、市町村に要介護（要支援）認定申請を行います。まず、本人または家族が担当課で相談をしてください。指定居宅介護支援事業所などに代行してもらうこともできます。

【訪問調査】

申請の後、調査員が自宅を訪問して心身の状態などの調査を行います。

【主治医の意見書（市から依頼をします。）】

かかりつけの医師から、傷病・医療・心身の状態などに関する意見をいただきます。申請をしておよそ1週間後に病院への受診をお願いします。

【一次判定】

訪問調査の結果などを全国共通の一次判定ソフトでコンピューターにより公正に処理をします。

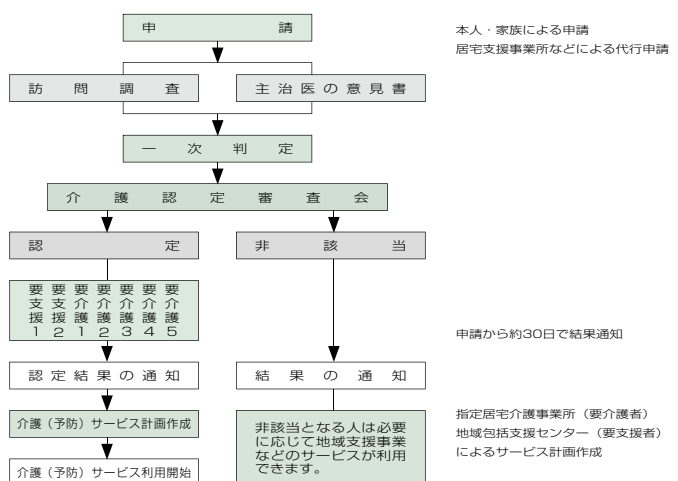
【認定審査会】

調査項目に関連した詳細を書き取りした特記事項、主治医意見書および一次判定を認定審査会で総合的に審査し、要介護の認定が行われます。

○サービスの利用

認定された要介護度によって、介護保険で受けられるサービスの種類や費用の上限が異なります。決められた範囲内で必要なサービスを利用することができます。

介護保険サービス利用までの流れ



在宅サービスを利用する場合、「居宅介護支援事業所」を自由に選び、いつ・どこで・どんなサービスを利用するか、ケアマネージャーが利用者本人や家族と相談しながら「ケアプラン」を作成し、その計画に沿ってサービスを利用していきます。

介護保険で利用できるサービス

高齢福祉課介護保険業務係・各支所地域振興課

【在宅サービス】

- ・訪問介護
- ・ショートステイ
- ・福祉用具の貸与および購入
- ・訪問入浴介護
- ・リハビリテーション（訪問・通所）
- ・特定施設入居者生活介護
- ・訪問看護
- ・居宅療養管理指導
- ・デイサービス
- ・住宅改修

【地域密着型サービス】

- ・グループホーム
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護

【施設サービス（要支援の人は利用できません。）】

- ・介護老人福祉施設
 - ・介護老人保健施設
 - ・介護療養型医療施設
- 施設へは直接申し込みをしてください。

こんな時は届け出を

高齢福祉課介護保険業務係・各支所地域振興課

65歳以上の人は、次のような時に届け出が必要です。

- ・他市町村から転入した時
- ・他市町村へ転出する時※
- ・市内で住所が変わった時※
- ・氏名が変わった時※
- ・死亡した時※
- ・外国人が65歳になった時

※印については「介護保険証」を持参してください。

介護保険料の仕組み

高齢福祉課介護保険管理係・各支所地域振興課

【介護保険料の額】

介護保険料は、所得の少ない人に過重な負担とならないよう、本人や世帯の所得状況によりいくつかの段階に分かれています。例えば、所得の低い人は基準額より負担が軽くなるように、保険料は低く設定されています。また保険料の額は、平成12年の制度開始以来、3年に一度見直しています。

災害などの特別な事情により、一時的に保険料が納められなくなった場合には、保険料の納付が猶予されたり、減額・免除されたりする場合がありますので、担当課にご相談ください。

介護保険料の納め方

高齢福祉課介護保険管理係・各支所地域振興課

40歳から64歳までの人（第2号被保険者）の保険料は、加入している医療保険料とあわせて納めます。65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は各市町村に直接納付し、納付方法は受給している年金の種類や額などにより異なります。

【特別徴収】

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給している人は、年金から保険料をあらかじめ差し引かれます。偶数月に支払われる年金から、毎回保険料を差し引きます。

（特別徴収開始の準備などにより、65歳になってから約半年間は、普通徴収で納めます。開始準備が整い次第、通知書を送付後、特別徴収に移行します。）

【普通徴収】

老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円未満の人または老齢福祉年金を受給している人など特別徴収での納付以外の人は、納期ごとに納付書や口座振替などにより納付します。

○介護保険料を滞納すると

【1年以上滞納した場合】

いったんサービスにかかる費用の全額を事業者に支払います。その後、申請により大洲市から9割が払い戻しされます。

【1年6か月以上滞納した場合】

保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなったり、滞納している保険料の額を給付される金額から差し引かれる場合があります。

【2年以上滞納した場合】

その期間に応じた一定期間、利用者負担額が通常の1割から3割に引き上げられます。そのほか、高額介護サービス費の支給も受けられなくなるなどの措置があります。

※保険料の納付については、分割して納付することもできますので、担当課までお問い合わせください。

所得の低い人に対する支援

高齢福祉課介護保険管理係・各支所地域振興課

1か月の介護サービスにかかる自己負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が高額になり、自己負担の上限額（所得の状況に応じて定められ、所得の低い人から順に、1万5,000円、2万4,600円、3万7,200円となっています。）を超えた場合には、申請により上限を超えた額が「高額介護（予防）サービス費」として支給されます。

そのほかにも「特定入所者介護（予防）サービス費」などの利用者負担の軽減対策を実施しています。

お年寄りの福祉

大洲市地域包括支援センター

高齢福祉課地域包括支援センター・各支所地域振興課

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためのお手伝いをします。

○総合相談支援業務

介護に関する相談や悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなど、どのような相談にも対応します。「どこに相談するか分からない」といった悩みもご相談ください。問題に応じて適切なサービスや機関、制度の利用につなげます。お住まいの地区担当の在宅介護支援センターにご相談ください。

○権利擁護業務

みなさんの権利を守ります。

成年後見制度の紹介、虐待の早期発見、消費者被害などに対応します。

○介護予防ケアマネジメント業務

自立して生活できるように支援します。

要支援1・2と認定された人が介護保険の介護予防サービスを利用する時の支援を行います。

支援や介護が必要となるおそれの高い人(特定高齢者)が介護予防事業を利用する時の支援を行います。

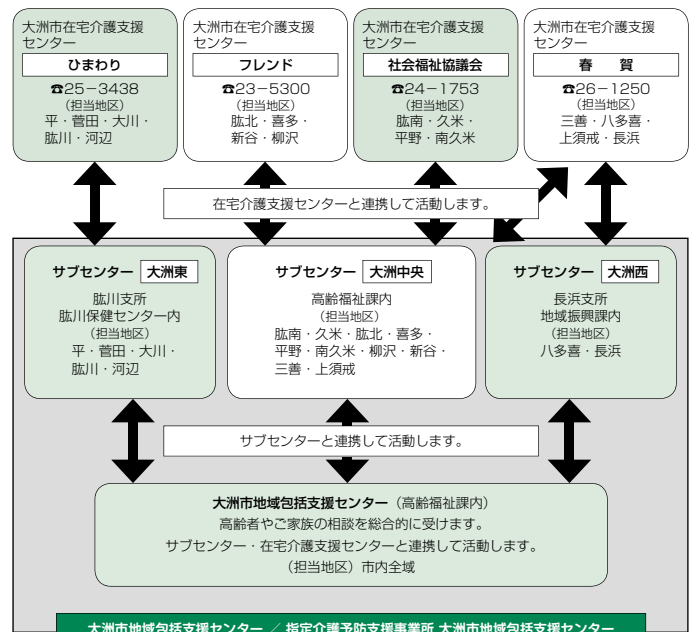
※「サブセンター（指定介護予防支援事業所 大洲市地域包括支援センター）」が介護予防プランを作成します。

○包括的・継続的ケアマネジメント業務

さまざまな方面からみなさんを支えます。

高齢者のみなさんにとって、より暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワーク作りに力を入れます。

相談のある人は、大洲市在宅介護支援センターにご相談ください。



成年後見制度利用支援事業

高齢福祉課地域包括支援センター・各支所地域振興課

身寄りのない高齢者が判断能力が十分でないため財産管理ができない場合などに、財産の管理などを代わりに行う成年後見人等選任の申し立てを家庭裁判所に行います。また、家庭裁判所に対して成年後見人などの選任の申し立てを行った場合で、資力が十分でなく、成年後見人などへの報酬の支払いが困難な人に、一定の基準により成年後見人等報酬を助成します。

特定高齢者把握事業

高齢福祉課地域包括支援センター・各支所地域振興課

3年間をかけて、大洲市に住む介護認定を受けていない65歳以上の高齢者に「基本チェックリスト」を郵送・回収することで、「特定高齢者」（要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者）を決定します。

決定された特定高齢者で希望する人は、介護予防教室・特定高齢者デイサービスを受けることができます。

介護予防教室

高齢福祉課地域包括支援センター
各支所地域振興課

特定高齢者を対象に、身近な公民館などで実施する教室です。

個別の計画のもと、「運動機能向上プログラム」を中心に、口腔機能や栄養、認知症予防などを学び、生活に生かします。



特定高齢者デイサービス事業

高齢福祉課高齢者福祉係・各支所地域振興課

特定高齢者を対象に、介護予防を目的として、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」などのプログラムを行い、要支援・要介護状態に陥らないよう支援する事業です。

月4回利用することが可能で、料金は1回あたり1,200円です。

生活管理指導員派遣事業

高齢福祉課高齢者福祉係・各支所地域振興課

基本的な生活習慣が欠如し、社会適応が困難な高齢者を対象に、生活管理指導員などが自宅を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握して必要な支援を行い、要支援・要介護状態に陥らないよう支援する事業です。

家族介護用品支給事業

高齢福祉課高齢者福祉係・各支所地域振興課

要介護4または5と判定された市民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族に対し、介護用品を支給する事業です。

【支給限度額】 月5,000円以内

【対象品目】 紙オムツ、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー

在宅高齢者等介護手当支給事業

高齢福祉課高齢者福祉係・各支所地域振興課

居家で寝たきり高齢者を常時介護している市民税非課税世帯の家族に対し、介護手当を支給する事業です。支給額は月額8,000円で、入退院調査をした後、10月と4月に該当月分を支給します。

徘徊高齢者位置情報サービス利用費補助事業

高齢福祉課高齢者福祉係・各支所地域振興課

認知症で徘徊の症状がある高齢者を、在宅で介護している介護者が位置情報探索サービスを利用するための初期経費の一部を補助する事業で、支給限度額は1万5,000円です。

介護予防住宅改修事業

高齢福祉課高齢者福祉係・各支所地域振興課

介護保険料の所得段階が第4段階（他の世帯員に住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人）以下の高齢者で、介護保険認定の対象外または介護保険の住宅改修を受けた後、さらに住宅改修（手すりの取り付け・段差の解消・和式から洋式便器への取り替えなどの小規模改修）が必要な場合に、費用の一部を補助します。

- 【対象工事】**
- ・手すりの設置
 - ・引き戸などへの扉の取り替え
 - ・床などの段差解消
 - ・滑りにくい床素材への改修
 - ・和式便器から洋式便器への改修
 - ・その他これらに付随する工事

【補助金額】 総工事費の3分の2（総工事費の上限20万円、補助上限額13万3,000円）※1世帯1回限りです。

高齢者デイサービス事業

高齢福祉課高齢者福祉係・各支所地域振興課

日頃、家に閉じこもりがちな高齢者が、デイサービスセンターで、給食・入浴・機能訓練・生活指導などを受け、社会的孤立感の解消や要介護状態になることを予防します。

月2回利用することが可能で、料金は1回あたり1,200円です。

軽度生活援助事業

高齢福祉課高齢者福祉係・各支所地域振興課

軽易な日常生活の援助を行うことで、在宅の一人暮らし高齢者が、自立した生活を送れるように支援する事業です。（大きな家具の移動や部屋の片づけなど）

介護保険サービスやその他の事業で対応できる内容、身内や業者で対応できる人は除きます。

1回4時間以内の利用が可能で、料金は1時間1人あたり200円です。

緊急通報装置貸与事業

高齢福祉課高齢者福祉係・各支所地域振興課

高齢者のみの世帯または身体障がい者世帯に対して、緊急的な事故、病気などの場合に、申請時にあらかじめ登録した協力員が通報を受け、対応できるように緊急通報機器の貸与を行う事業です。

また、この緊急通報装置を設置した世帯には、社会福祉協議会などが月1回の安否確認を行い、機器の管理（電池交換など）を行います。

【緊急通報装置】

機器は電話機と同じくらいの大きさで、他に持ち運びができるペンダント型の緊急ボタンが付いています。

養護老人ホームの入所

高齢福祉課高齢者福祉係・各支所地域振興課

65歳以上の高齢者で、環境上の理由および経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な場合に入所することができる施設です。

【大洲市内の入所施設】

養護老人ホーム大洲市清和園

大洲市養護老人ホームさくら苑

【費用負担】

本人および扶養義務者の収入に応じて、それぞれ費用額を決定します。

【入所の条件】

- ・食事、排泄、着脱衣、入浴、移動、寝起きなどの日常生活動作が、基本的に自立していること
- ・世帯全員が市民税の所得割がかかっていないこと



心身に障がいのある人の福祉

身体障害者手帳

社会福祉課障害福祉係・各支所地域振興課

身体に一定以上の障がいのある人が、各種の援護を受けるために必要な手帳です。障がいの程度によって、1級から6級までの等級があります。申請には、申請書、指定医の診断書、写真、印鑑が必要です。

療育手帳

社会福祉課障害福祉係・各支所地域振興課

知的障がい者・児が、各種の援護を受けるために必要な手帳です。児童相談所または知的障害者更生相談所の判定が必要です。申請には、申請書、調書、写真、印鑑が必要です。

心身障害者扶養共済制度

社会福祉課障害福祉係・各支所地域振興課

心身障がい者・児の保護者が亡くなるか、重度の障がい者になった場合に、残された障がい者・児が生涯を通じて年金を受けられる共済制度です。掛け金は保護者の年齢によって異なります。

介護給付・訓練等給付

社会福祉課障害福祉係・各支所地域振興課

身体障害者手帳の交付を受けている人、知的障がい者・児または精神障がい者・児の人で、在宅での生活に支援が必要な場合、就労支援などが必要な場合、施設入所などの居住支援が必要な場合に、右表の介護給付や訓練等給付を提供します。

申請後、心身の状況を判定する調査、障害程度区分の認定やサービスの利用意向の聴き取りなどを行います。支給決定の時に交付する受給者証を事業者に提示し、契約後サービスの提供が行われます。
(原則、サービス事業費の1割を自己負担します。)

| 区分 | サービス名 |
|-------|------------------|
| 介護給付 | 居宅介護（ホームヘルプ） |
| | 重度訪問介護 |
| | 同行援護 |
| | 行動援護 |
| | 重度障害者等包括支援 |
| | 児童デイサービス |
| | 短期入所（ショートステイ） |
| | 療養介護 |
| | 生活介護 |
| | 施設入所支援 |
| | 共同生活介護（ケアホーム） |
| 訓練等給付 | 自立訓練（機能訓練・生活訓練） |
| | 就労移行支援 |
| | 就労継続支援（雇用型・非雇用型） |
| | 共同生活援助（グループホーム） |

補装具の交付・修理

社会福祉課障害福祉係・各支所地域振興課

身体障害者手帳の交付を受けている人を対象にして、補装具（失われた身体の部位、損なわれた身体機能を代償、補完するもの）を交付または修理する制度です。

補装具には、さまざまな種類があり、種類ごとに補助できる金額の上限が設定されています。また、世帯の所得によって本人または扶養義務者から負担金をいただくことになります。

補装具には、義肢、装具、補聴器、車イス、座位保持装置、義眼などがあります。

日常生活用具の給付

社会福祉課障害福祉係・各支所地域振興課

重度障がいのある人が、在宅で快適な日常生活を送れるよう日常生活用具を給付する制度です。

日常生活用具には、さまざまな種類があり、種類ごとに補助できる金額の上限が設定されています。また、世帯の所得によって本人または扶養義務者から負担金をいただくことになります。

日常生活用具には、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、電磁調理器、特殊寝台、特殊マット、聴覚障がい者用情報受信装置などがあります。

更生医療の給付

社会福祉課障害福祉係・各支所地域振興課

原則として、身体障害者手帳の交付を受けている人で、人工透析をしている人や、身体に障がいがあって手術をすれば今よりも障がいの程度を軽くしたり、取り除いたり、進行を防いだりするための治療で、所定の申請手続きを行い、決定を受ける必要があります。

ただし、世帯の所得によって本人または扶養義務者から負担金をいただくことになります。

特別障害者手当

社会福祉課障害福祉係・各支所地域振興課

【受給資格】

在宅で重度の障がいがあり、日常生活を送る上で、常に特別な介護を必要としている20歳以上の人。ただし、施設に入所している人、医療機関に3か月を超えて入院している人は除きます。(所得制限あり)

【手当額(月額)】 2万6,340円(平成23年度)

毎年、2、5、8、11月の4期に分けて、前月分までが支給されます。

障害児福祉手当

社会福祉課障害福祉係・各支所地域振興課

【受給資格】

在宅で重度の障がいがあり、日常生活を送る上で、常に特別な介護を必要としている20歳未満の児童。ただし、施設に入所している人、年金を受給している人は除きます。(所得制限あり)

【手当額(月額)】 1万4,330円(平成23年度)

毎年、2、5、8、11月の4期に分けて、前月分までが支給されます。

特別児童扶養手当

社会福祉課障害福祉係・各支所地域振興課

【受給資格】

一定以上の障がいのある20歳未満の児童を扶養する父母または父母に代わってその児童を養育している人。ただし、障がい児が施設に入所している場合や障がい児が年金を受給している人は除きます。(所得制限あり)

【手当額(月額)】 1級 5万550円 2級 3万3,670円(平成23年度)

毎年、4、8、11月の3期に分けて、前月分までが支給されます。

手話奉仕員の派遣

社会福祉課障害福祉係・各支所地域振興課

身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障がい者で、手話通訳が必要な場合に、手話奉仕員を派遣してコミュニケーションを図ります。派遣の内容は、公的機関または学校での通訳、市民大会などの各種行事などです。

身体障害者自動車運転免許取得費補助

社会福祉課障害福祉係・各支所地域振興課

身体障害者手帳の交付を受けた人が、自立更生や社会活動への参加のために自動車運転免許を取得した場合に、取得のために要した費用の3分の2の額(ただし、10万円を限度)を補助します。なお、免許取得後、6か月以内に申請する必要があります。

身体障害者用自動車改造費補助

社会福祉課障害福祉係・各支所地域振興課

上肢、下肢または体幹機能障害2級以上の身体障害者手帳の交付を受け、就労など社会参加のために自らが所有し、運転する自動車の手動装置などの改造を必要とする人に、改造費を補助します。(ただし、10万円を限度)

児童発達支援事業（大洲愛育ホーム）

社会福祉課・大洲愛育ホーム

【対象】 介護給付費の支給決定を受けている発達に不安や遅れのある学齢前の幼児と保護者が、通園して指導訓練を受けることが適当と思われる子どもを対象とします。

【方針】 基本生活習慣や自己表現力を身に付け、日常生活動作、協調性などを学習することにより、次の段階である保育所、幼稚園、小学校などの集団生活の場へ巣立っていくことを目標とします。

【保育時間】 午前9時30分から午後3時まで

【療育訓練】 児童の発達促進のために、日々の療育を実施します。

【個別療育】 ・個別療育…児童の発達促進のために、個別の能力に応じた計画を立てて実施します。

・4～5歳児小集団療育…同年齢のグループで療育訓練を実施します。

・その他の支援内容…療育施設や大学などの専門の先生による、療育相談、講演会などを実施します。

・子ども療育センターによる指導

年4回、子ども療育センターより医師、療法士、看護師を招き、個別に指導を実施します。

【施設名】 大洲愛育ホーム

東大洲270番地1（大洲市総合福祉センター3階） ☎23-2347

相談支援事業

社会福祉課障害福祉係・各支所地域振興課

障がいのある人やご家族に対し、いろいろな福祉サービスの提供や相談などを総合的に行えるよう、市内の3つの事業所に委託して相談窓口を設けています。秘密は固く守られます。来所・電話などでお気軽にご相談ください。

【主な相談内容】

- ・生活に関する相談
- ・福祉サービスの利用に関する相談
- ・自分の権利を主張することが困難な人のための必要な支援に関する相談など

| 事業所名 | 住所 | 電話番号 担当者 | 相談時間など | 主な対象者 |
|-------|--------------|--------------------|---|--------|
| 大洲ホーム | 大洲市春賀甲1688番地 | ☎26-1216 相談員：丸山 | 平日 午前8時30分～午後5時30分 (電話は24時間つながります。) | 身体障がい者 |
| 大洲育成園 | 大洲市市木1215番地 | ☎25-5251 相談員：橋本 | 平日 午前8時30分～午後5時15分 (電話は24時間つながります。) | 知的障がい者 |
| かみやま | 大洲市柚木1030番5 | ☎57-6110 相談員：村上 | 平日 午前9時30分～午後4時30分 (上記時間外は、留守番電話に用件を入れておいてください。) | 精神障がい者 |

重度心身障害者医療費助成

保険環境課高齢者医療係・各支所地域振興課

重い障がいを持つ人が医療機関で診療を受けた場合、保険適用分に対する自己負担額を助成しています。

【助成の対象】

大洲市に住所があり、国民健康保険、社会保険など医療保険に加入している人で次の人が対象となります。

- ・身体障害者手帳1級または2級の人
- ・療育手帳AまたはB（医）

【受給者証交付申請書】

下記のものをご持参の上、担当窓口へ申請してください。

○申請に必要なもの

- ・保険証
- ・印鑑
- ・身体障害者手帳または療育手帳

【県内の医療機関にかかる時】

交付された重度心身障害者医療費受給者証を保険証と一緒に医療機関の窓口へ提示してください。

【県外の医療機関にかかる時】

いったん医療費を支払い、医療機関の発行する領収書を受け取って、後日担当課へ払い戻しの申請をしてください。

○申請に必要なもの

・保険証 ・重度心身障害者医療費受給者証 ・印鑑 ・領収書 ・振込先の分かるもの

※転居などで申請事項に変更があった場合や受給資格を失った場合は、受給者証を添えて速やかに担当課へ申請・届け出をしてください。

親と子の福祉

保 育 所

社会福祉課子育て環境係・各支所地域振興課

保育所は、保護者が仕事や病気などのために、昼間家庭で保育ができない乳幼児を保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

【開所時間】 午前7時30分～午後6時（平日）
午前7時30分～午後1時（土曜日）
ただし、一部の保育所では時間が異なります。



【保 育 料】

前年分の所得税、前年度分の市民税の税額で決まります。

現在、市内には公立16、私立2の保育所があります。入所申込の受付期間、場所などについては「広報大洲」および地区の回覧でお知らせします。また、定員に余裕がある保育所については、年度途中でも随時受け入れをしています。

なお、地域子育て支援センターを併設している保育所では、育児不安などについての相談や子育てサークルなどの育成・支援をしています。

また、延長保育・一時預かりを実施している保育所もありますので、お気軽にご相談ください。

児童館・児童センター

社会福祉課子育て環境係

児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするなど、児童の健全育成活動を行う施設です。

【開館時間】 午前9時～午後5時

【休 館 日】 毎週火曜日、第2・第4水曜日、祝日、年末年始

| | | |
|----------------------|-----------|----------|
| 【施 設 名】 大洲児童館 | 大洲830番地1 | ☎24-2285 |
| 喜多児童館 | 若宮625番地4 | ☎24-2722 |
| 徳森児童センター | 徳森1809番地1 | ☎25-4735 |



子 ど も 手 当

社会福祉課子育て支援係・各支所地域振興課

【受給資格者】 0歳から中学校修了までの子どもを養育している人が受けられます。

【手当の額（月額）】（平成23年10月現在）

○0歳から3歳未満 一律 1万5,000円

○3歳から小学校修了まで第1子・第2子 1万円 第3子以降 1万5,000円

※子とは18歳以下高校修了までの子

○中学生 一律 1万円

災害遺児福祉手当

社会福祉課子育て支援係・各支所地域振興課

- 【支給要件】** 交通事故などの災害によって、これまで生計を維持していた親または養育者が死亡などした義務教育終了前の児童および高等学校に在学する児童（遺児）を現に養育している人
- 【手当の支給】** 年3期（7月、11月、3月）
- 【手当月額】** 遺児1人つきに月額3,000円

児童扶養手当

社会福祉課子育て支援係・各支所地域振興課

- 【支給要件】** 18歳未満（年度内有効）または、特別児童扶養手当を受給している20歳未満の児童がいる父子家庭の父、母子家庭の母、または父母に代わって児童を養育している人
ただし、老齢福祉年金以外の国民年金、恩給、厚生年金などの公的年金受給者は対象になりません。
- 【所得制限】** 本人および扶養義務者などの前年所得が一定額以上の場合は、支給が停止されます。
- 【手当の支給】** 年3期（4月、8月、12月）
- 【現況届】** 毎年8月に生活状況と前年所得などの届け出が必要です。
- 【手当月額（平成23年度）】**
- ・児童1人の場合 4万1,550円～9,810円
 - ・児童2人目の場合 5,000円加算
 - ・児童3人目からの場合 1人増すごとに3,000円ずつ加算
- 【支給額の改定】**
物価変動に応じて毎年4月に改定されます。
受給開始から5年（または支給要件該当から7年）を経過した時は、手当の2分の1が支給停止となる場合があります。

母子寡婦福祉資金

社会福祉課子育て支援係・各支所地域振興課

母子家庭の母、寡婦などに対し、経済自立の助成と生活意欲の助成を図り、併せてその扶養している児童の福祉を促進するため、資金の貸し付けを行っています。

母子・父子家庭小口資金貸付

社会福祉課子育て支援係・各支所地域振興課

母子家庭の母および父子家庭の父であって、自立更生のため資金の借り入れによって、応急的に生業資金の融通に役立ち、または子女の教育費などの臨時支出に際し、一時的生計の調整に利用され、確実に返済の見込みのある人に限り、無利子の小口貸付を行っています。

母子家庭等日常生活支援事業

社会福祉課子育て支援係・各支所地域振興課

母子家庭、寡婦および父子家庭が、修学などの自立促進のために必要な事由や疾病などの事由により、日常生活の営みに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、母子家庭などの生活の安定を図っています。

母子家庭自立支援給付金事業

社会福祉課子育て支援係・各支所地域振興課

- 【対象】** 母子家庭の母親
- 【自立支援教育訓練給付金】**
雇用保険加入期間3年未満の人に対して、指定した講座の受講費用の一部を給付します。
- 【高等技能訓練促進費】**
看護師・介護福祉士などの高度な技能習得のため、2年以上養成機関で修業する場合、生活負担を軽減するために促進費を支給します。

○母子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当を受給している人の自立・就労支援のため、ハローワークなどと連携し、自立支援プログラムを策定します。

給付金事業などの申請には、事前に所要の手続きが必要となりますので、母子自立支援員が相談に応じます。

母子・父子相談

社会福祉課子育て支援係・各支所地域振興課

母子家庭、父子家庭、寡婦の生活相談、養育相談、教育相談などについて母子自立支援員が相談に応じています。

家庭児童相談室

社会福祉課子育て支援係・各支所地域振興課

子育て、子どもの成長・発達、家庭、親子関係などの悩みについては、専門の家庭相談員が相談に応じています。また、児童虐待への対応、不登校や非行の問題などについては、関係機関と連携して対応しています。個人や家族の秘密は固く守られますので、ひとりで悩まないで安心してご相談ください。

放課後児童クラブ

社会福祉課子育て支援係・各支所地域振興課

放課後児童クラブは、共働きなどにより学校から帰宅しても保護者がいない小学校1年生から3年生までの児童をお預かりし、学校の余裕教室などを利用して、家庭の場を提供する制度です。

【開所時間】 通常授業日午後2時～6時 長期休業中午前8時～午後6時

【保護者負担金（月額）】 1人につき 5,000円（8月のみ1万円）

市内には11のクラブがあります。入会申込の受け付けについては、地区回覧または小学校を通してお知らせします。また、定員に余裕があるクラブについては、年度途中でも随時入会を受け付けます。



母子家庭医療費助成

保険環境課高齢者医療係・各支所地域振興課

母子家庭の人が医療機関で診療を受けた場合、保険適用分に対する自己負担額を助成しています。

【助成対象】 大洲市に住所があり、国民健康保険・社会保険など医療保険に加入していて、かつ前年の所得税が課税されていない次の人が対象となります。（法改正による年少扶養控除などの廃止に伴い、課税されている人でも一定の要件を満たす人は、非課税とみなされます。）

- ・母子家庭の母と子
- ・祖母と孫、または姉と弟妹で、母子家庭に準ずるもの
- ・父母のいない子 ※「子」とは、20歳未満で就職していない人

【受給者証交付申請】 下記のものをご持参の上、担当課で申請をしてください。

○申請に必要なもの

- ・保険証（該当者全員）
 - ・印鑑
 - ・戸籍謄本
 - ・住民票謄本
 - ・乳幼児医療費受給者証（就学前児童の場合）
 - ・前年（1月から6月の申請分については前々年）に所得税が課税されていないことを証明できるもの
- ※詳細については、お問い合わせください。

【県内の医療機関にかかる時】

交付された母子家庭医療費受給者証を、保険証と一緒に医療機関の窓口へ提示してください。

【県外の医療機関にかかる時】

いったん医療費を支払った後、医療機関の発行する領収書を受け取って、2年以内（平成24年3月以前の診療分については、6か月以内）に担当窓口にて払い戻しの申請をしてください。

○申請に必要なもの

- ・保険証
- ・母子家庭医療費受給者証
- ・印鑑
- ・領収書
- ・振込先の分かるもの

※転居などで申請事項に変更があった場合や受給資格を失った場合は、受給者証を添えて速やかに担当課へ申請・届け出をしてください。

子ども医療費助成

保険環境課高齢者医療係・各支所地域振興課

0歳から就学前までの乳幼児が医療機関で診療を受けた場合、保険適用分に対する自己負担額を助成しています。

【助成対象】 大洲市に住所があり、国民健康保険、社会保険など医療保険に加入している乳幼児

【助成の期間】 通院入院にかかわらず、生まれた日から6歳に到達した日以後最初の3月末日まで（就学前）

【受給者証交付申請】 下記のものをご持参の上、担当課で申請をしてください。

○申請に必要なもの

・保険証（乳幼児の名前が記載されているもの） ・印鑑

【県内の医療機関にかかる時】

交付された乳幼児医療費受給資格証を、保険証と一緒に医療機関の窓口へ提示してください。

【県外の医療機関にかかる時】

いったん医療費を支払い、医療機関の発行する領収書を受け取って、2年以内（平成24年3月以前の診療分については、6か月以内）に担当課で払い戻しの申請をしてください。

○申請に必要なもの

・保険証 ・乳幼児医療費受給資格証 ・印鑑 ・領収書 ・振込先の分かるもの

※転居などで申請事項に変更があった場合や受給資格を失った場合は、受給者証を添えて速やかに担当課へ申請・届け出をしてください。

平成24年4月診療分より、小・中学生の入院医療費についても自己負担額を助成しています。医療機関にかかる時は、上記の【県外の医療機関にかかる時】と同じです。（受給資格証は発行しません。）

社会福祉

民生（児童）委員

社会福祉課地域福祉係・各支所地域振興課

民生（児童）委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、地域福祉の推進のために活動を行っています。

みなさんさんのプライバシーを守り、常に住民の立場に立って相談に応じ援助を行い、必要に応じて関係機関と連携を図り支援を行っています。

生活保護

社会福祉課生活保護係・各支所地域振興課

生活保護法は、病気や事故などで働けなくなったり、働いても収入が少なかったりするなど、いろいろな事情により真に生活に困った全ての国民に対し、国が困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

土地・預貯金などの資産や、働ける場合はその能力、その他あらゆるものを活用し、さらに扶養義務者の援助・年金・各種手当、他の法律による給付などを優先し、それでも生活に困窮する場合に初めて受けることができます。

老人福祉センターなど

老人福祉センター ☎23-0312
河辺老人福祉センター ☎39-2222
長浜高齢者コミュニティセンター ☎52-2892

市内の高齢者を対象に、各種相談に応じたり、健康の増進や教養の向上、レクリエーションなどの利用や、老人クラブ活動など幅広く利用していただく施設です。

- 【利用できる人】** 60歳以上の市民は、どなたでも利用できます。
- 【利用申し込み】** 団体で利用する場合は、事前にお申し込みください。
- 【利用料】** 無料
- 【利用時間】** 平日 午前9時～午後4時（長浜高齢者コミュニティセンター：午前8時30分～午後5時）
- 【休館日】** 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

大洲市シルバー人材センター

老人福祉センター内 ☎23-0312

このセンターでは、公共団体や民間の事業所、または一般の家庭から依頼のあった仕事を集約し、会員の希望や能力に応じた仕事を提供します。

- 【入会の手続き】** 大洲市に在住し、原則として60歳以上65歳未満の人、またはこれらの人と同等の能力を持つ人ならどなたでも入会できます。入会を希望する人は、事務局までご連絡ください。
- 【仕事の内容】** 植木の剪定、刈り込み、駐車場管理、屋内外の清掃、除草、ガラス拭き、宛名書き、お墓掃除、家事手伝いなど
- 【配分金】** 会員は、自分が従事した仕事に応じて、センターから配分金が支払われます。

保健センター

保健センター ☎23-0310
 長浜保健センター ☎52-3055
 肱川保健センター ☎34-2340
 河辺保健センター ☎39-2113

○健康増進事業

【健康手帳】

40歳以上の希望する人にお渡ししています。病気にかかった時の記録、各種検診の結果や健康状態を記録し、日常の健康管理に役立ててください。

【健康相談】

健康づくりや病気の予防など、健康について個別の相談に応じます。各保健センターで実施しています。

【病態別栄養指導】 個人の病気に応じた栄養指導を各保健センターで実施しています。（予約が必要です。）

【健康教室】 健康づくりや病気の予防など、普段の生活に役立つ教室を行っています。

【各種検診】

| 検診内容 | 対象者 | 検診内容 | 対象者 |
|---------|------------------|---------|-------|
| 39歳以下健診 | 20歳以上39歳以下 | 大腸がん検診 | 40歳以上 |
| 特定健診 | 40歳以上74歳以下の国保加入者 | 肺がん検診 | 40歳以上 |
| 子宮頸がん検診 | 女性20歳以上 | 肺がんCT検診 | 40歳以上 |
| 乳がん検診 | 女性40歳以上 | 結核検診 | 65歳以上 |
| 胃がん検診 | 40歳以上 | | |

申し込みは、各保健センターおよび公民館などで問診票や容器を受け取り、検診当日に持参してください。

【転倒予防教室】 高齢者を対象に、転倒予防のための運動やレクリエーションを行い、運動習慣や体力維持を図る教室です。

【訪問指導】 健診で要指導者などの支援が必要な人に対して訪問し、指導を行います。

○母子保健事業

【母子健康手帳の交付、チャイルドノートの発行】

母子健康手帳は、妊娠届出の際に交付します。この手帳は、お母さんと生まれてくる赤ちゃんの健康状態を記録するもので、母子の健康管理に役立ちます。同時に、妊婦・乳児一般健康診査受診票とチャイルドノート（乳幼児健診の問診票と予防接種予診票綴）を発行します。

【こんにちは赤ちゃんクラブ（母親学級）】

初妊婦を対象に、1コース3回の学級を3コース開催し、友達づくりや妊娠や出産、育児について体験を通じて学習を行います。



【マタニティークッキング】 初妊婦を対象に、妊娠中の食生活や栄養について実習を交えて教室を行います。

【パパママセミナー（夜間両親学級）】

初めてパパ・ママになる夫婦を対象に、夜間に子育て体験学習（パパの妊婦体験、赤ちゃんのお風呂の入れ方など）を行います。

【妊産婦・乳幼児訪問】

早期に母親や乳幼児と関わり、母親の育児不安など個人の状況に応じて訪問し、相談支援を行います。

【乳児健康診査、モグモグ教室（離乳食講習会）】

4か月の赤ちゃんを対象に、離乳食講習と発達チェック、内科診察を行い、母親の育児の悩みや離乳食の相談に応じます。

【幼児健康診査】 1歳6か月児と3歳児を対象に、身体計測、内科・歯科診察を行い、育児の悩みや不安などについて生活・栄養相談を行います。

【発達相談・遊びの相談】

心身の発育や発達に不安のある子に対し、心理判定員による相談を行います。また、育児について不安のある親子に対し、保育士による遊びの相談を行います。

【育児相談】 10か月の赤ちゃんを対象に、発達チェックや身体計測、親子遊びを通して親子のふれあいの大切さを学習し、育児の悩みなどの相談に応じます。

【エンゼル相談】 妊婦や母親を対象に、妊娠や出産、育児などの相談に応じます。

【予防接種】

予防接種には、保健センターで実施する集団接種と、医療機関で実施する個別接種の方法があります。母子健康手帳を交付する時にお渡しするチャイルドノートを利用して、決められた年齢までに接種しましょう。



○精神保健事業

【家庭訪問、精神相談】

精神障がい者およびその家族に対し、保健師が家庭訪問を行い、自立した生活ができるよう支援します。

【心の健康づくり】

心の健康や病気、障がいについて、講演会を行います。

【家族教室】

精神障がい者の家族が集い、話し合いや学習会を通して、病気についての理解を深めます。

※詳細は、「広報大洲」「保健だより」「健康チェックカレンダー」「子育てカレンダー」をご覧ください。

市立大洲病院

市立大洲病院 ☎24-2151

○健康づくり教室

市立大洲病院では、市民のみなさんの健康づくりのために、次の教室を開催しています。参加は無料です。

| 教室名 | 日時 | 内容 |
|-------|----------------|---|
| 糖尿病教室 | 毎週金曜日午後1時30分から | ○糖尿病のコントロール ○食事療法などの正しい理解について ○医師・看護師・管理栄養士・理学療法士・薬剤師・臨床検査技師などが、あなたのご質問にお答えします。 |

○「人間ドック」のご案内

成人病の早期発見、早期治療だけでなく、健康についての正しい認識を持ち、その維持改善や増進に努めるためにも、人間ドックを定期的にご利用ください。

申し込みは全て予約制になっています。詳細については、お問い合わせください。